

令和8年7月29日

土木部監理課	入札・契約G
担 当	田邊
内 線	5023
外 線	076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 西中建設 鳳珠郡能登町松波 29-78-2
(株) サンテック 鳳珠郡能登町布浦 コー 21

2 指名停止期間

令和8年7月29日 から 令和8年8月28日 まで（1箇月）

3 指名停止事由

令和8年7月23日、奥能登土木総合事務所発注の「6災1122号 二級河川松波川 河川災害復旧工事（その1）（概略発注対象工事）」において、水道管を保護するコンクリートをバックホウで取り除く際、水道管のジョイント部分が破損し、60軒が断水する事故が発生した。

事故は、作業における安全管理が不十分であったため生じたものである。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第5号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

（参考）

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
（公衆損害事故） 5 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1 箇月以上 6 箇月以内